

## 第2章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の目的

本計画は、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、必要な施策を総合的に推進していくことを目的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

- ①この計画は、国の男女共同参画社会基本法に基づいて、八尾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ②この計画は、「八尾市総合計画 やお未来・元気プラン21」を推進するための分野別計画で、人権、子育て、保健、福祉などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- ③この計画は、市の施策を明らかにし、市民と事業者と市が一体となって行動するための共有の指針となるものです。

## 3. 計画の構成

### (1) 計画の目標

スローガンとなるような言葉を記載する予定ですが、検討中です。

国の「男女共同参画社会基本法」第2条では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と明記しています。

「新 男女共同参画推進計画（仮称）」では、計画の目標を上記のとおりに定めました。

### (2) 計画の構成

この計画は、計画の目標を実現するための3つの「基本目標」と、それを実現するための「基本課題」と具体的な推進のための「施策の方向」で構成されています。

## 4. 計画の期間

計画の期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 7 年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応するとともに、平成 22 年度策定予定の八尾市第 5 次総合計画との整合性をはかり、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。